

平成24年度介護報酬改定案

(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護

説明資料

平成24年3月 新潟県 高齢福祉保健課

平成24年度介護報酬・基準の改定内容

①介護報酬関係

<(介護予防)認知症対応型共同生活介護>

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、 通知等	体制届
評価の見直し	【(介護予防)認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)】 ●ユニット数が1であること 【(介護予防)認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)】 ●ユニット数が2以上であること	◇認知症対応型共同生活介護費 (改正前) (改正後) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) 要介護1 831単位/日 要介護1 802単位/日 要介護2 848単位/日 要介護2 840単位/日 要介護3 865単位/日 要介護3 865単位/日 要介護4 882単位/日 要介護4 882単位/日 要介護5 900単位/日 要介護5 900単位/日 → 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 要介護1 789単位/日 要介護2 827単位/日 要介護3 852単位/日 要介護4 869単位/日 要介護5 886単位/日		1(5)H18告示126 P173~P174	-
		◇介護予防認知症対応型共同生活介護費 (改正前) (改正後) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) 831単位/日 → 798単位/日 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 785単位/日		1(6)H18告示128 P200~201	

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、 通知等	体制届
評価の見直し 在宅支援機能の強化	【実施要件】 ●当該事業を行う者が、居宅サービス、地域密着型(介護予防)サービス、居宅介護支援、介護予防サービス、介護予防支援の事業又は介護保険施設、介護療養型医療施設の運営について、3年以上の経験を有すること 【(介護予防)短期利用共同生活介護費(Ⅰ)】 ●ユニット数が1であること 【(介護予防)短期利用共同生活介護費(Ⅱ)】 ●ユニット数が2以上であること	◇短期利用共同生活介護費 (改正前) (改正後) 短期利用共同生活介護費(Ⅰ) 要介護1 861単位/日 → 要介護1 832単位/日 要介護2 878単位/日 要介護2 870単位/日 要介護3 895単位/日 要介護3 895単位/日 要介護4 912単位/日 要介護4 912単位/日 要介護5 930単位/日 要介護5 930単位/日 短期利用共同生活介護費(Ⅱ) 要介護1 819単位/日 要介護2 857単位/日 要介護3 882単位/日 要介護4 899単位/日 要介護5 916単位/日 ◇介護予防短期利用共同生活介護費 (改正前) (改正後) 介護予防短期利用共同生活介護費(Ⅰ) 861単位/日 → 828単位/日 介護予防短期利用共同生活介護費(Ⅱ) 815単位/日		1(5)H18告示126 P173～P174 2(4)H18通知 0331005等 P484 1(6)H18告示128 P200～P201 2(4)H18通知 0331005等 P504	-
夜間の安全確保の強化	【加算要件】 ●夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員を1ユニットごとに1名以上配置することに加えて、夜勤を行う介護職員を1名以上配置すること 【夜間ケア加算(Ⅰ)】 ●ユニット数が1であること 【夜間ケア加算(Ⅱ)】 ●ユニット数が2以上であること	◇夜間ケア加算 (改正前) (改正後) 夜間ケア加算(Ⅰ) 50単位/日 25単位/日 → 夜間ケア加算(Ⅱ) 25単位/日		1(5)H18告示126 P175 1(6)H18告示128 P202 2(4)H18通知 0331005等 P484、504	必要
看取りの対応強化	【加算要件】 ●連携する看護師について、当該事業所の職員又は当該事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院、診療所、訪問看護ステーションの職員等との連携により看取りを行う	◇看取り介護加算 (改正前) 80単位/日 死亡日以前30日 ↓ (改正後) 死亡日以前4～30日 80単位/日 死亡日前日及び前々日 680単位/日 死亡日 1,280単位/日	●看護師については、利用者の状態に応じて随時の対応が必要であることから、事業所と病院、診療所若しくは訪問看護ステーションが、同一市町村又は同一市町村内に所在していないとしても、自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内の近距離に所在するなど、実態として必要な連携をとることができる必要がある ※介護予防認知症対応型共同生活介護は除く	1(5)H18告示126 P175 2(4)H18通知 0331005等 P485～486	-
		◆介護職員処遇改善加算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり			

②人員基準関係

<(介護予防)認知症対応型共同生活介護>

目的	内容	改正(変更)点	留意点	省令、通知等
夜間の安全確保の強化	従業者の人員基準	<p>(改正前)</p> <p>●夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、併設されている他の共同生活住居又は小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>↓</p> <p>(改正後)</p> <p>●規定を削除 →夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者をユニットごとに1名以上確保することが必要</p>		1(13)H18省令34 P288 1(14)H18省令36 P310 2(9)H18通知 0331004等 P584
なじみの関係の確保	従業者の人員基準	<p>(改正前)</p> <p>●当該事業所に小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、事業所双方に、それぞれの人員基準を満たす従業者を置いているときは、従業者はそれぞれの事業所の業務に従事することができる。</p> <p>↓</p> <p>(改正後)</p> <p>●当該事業所に小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所が併設されている場合において、事業所双方に、それぞれの人員基準を満たす従業者を置いているときは、従業者はそれぞれの事業所の業務に従事することができる。</p>		1(13)H18省令34 P288 2(9)H18通知 0331004等 P584
効率的な運営の確保	従業者の人員基準	<p>(改正前)</p> <p>●併設する小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができ、利用者の処遇に支障がないときは、介護支援専門員を置かないことができる。</p> <p>↓</p> <p>(改正後)</p> <p>●併設する小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができ、利用者の処遇に支障がないときは、介護支援専門員を置かないことができる。</p>		1(13)H18省令34 P289
効率的な運営の確保	管理者の人員基準	<p>(改正前)</p> <p>●管理者はユニットの管理上支障がない場合は、併設する小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>↓</p> <p>(改正後)</p> <p>●管理者はユニットの管理上支障がない場合は、併設する小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所の職務に従事することができる。</p>		1(13)H18省令34 P289 2(9)H18通知 0331004等 P584～P585

老人福祉法の一部改正について

有料老人ホーム等の利用者を保護するため、老人福祉法が一部改正された（平成24年4月1日施行）。

1 改正の概要

（1）権利金その他の金品の受領について

認知症対応型共同生活介護事業者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用のみを受領可能とし、権利金その他の金品を受領しないことが義務づけられた（法第14条の4第1項）。

（2）前払金の返還について

認知症対応型共同生活介護事業者は、前払金を受領する場合においては、入居後一定期間内に契約を解除、または入居者が死亡したことにより契約が終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額を返還する旨の契約を締結しなければならない（法第14条の4第3項）。

2 経過措置

（1）権利金その他の金品の受領について

施行日前日（平成24年3月31日）までに改正前の老人福祉法第14条の規定による届出がされた認知症対応型共同生活介護事業者については、平成27年4月1日以後に受領する金品から適用される。

（2）前払金の返還について

施行日（平成24年4月1日）以後に入居した者に係る前払金について適用される。

介護報酬改定資料 ～認知症対応型共同生活介護に係る告示・通知（抜粋）～

※ ページは、H24.2.23 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
別冊資料のページ

ページ

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号) | … P 173～ P 177 |
| (2) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成 18 年厚生労働省告示第 128 号) | … P 200～ P 204 |
| (3) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成 18 年厚生労働省令第 34 号) | … P 288～ P 290
準用 P 262～ P 263
準用 P 265、 P 267
準用 P 269～ P 270
準用 P 287 |
| (4) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(平成 18 年厚生労働省令第 36 号) | … P 309～ P 310 |
| (5) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号
老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、
老人保健課長連名通知) | … P 484～ P 487
準用 P 475、 P 480
準用 P 482、 P 484 |
| (6) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号 老振発第 0331004 号
老老発第 0331017 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、
老人保健課長連名通知) | … P 584～ P 585
準用 P 554～ P 555
準用 P 557、 P 560
準用 P 563～ P 564
準用 P 580～ P 583 |

当該資料は、平成 24 年 2 月 23 日時点での厚生労働省案を抜粋して作成したものであり、改正後の省令、関係通知により変更がある場合がありますので、ご留意下さい。